

第78号議案

特別区人事・厚生事務組合の共同処理する事務の変更および特別区人事及び厚生事務組合規約の変更について

上記の議案を提出する。

令和3年11月25日

品川区長 濱 野 健

特別区人事・厚生事務組合の共同処理する事務の変更および特別区人事及び厚生事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、令和4年4月1日から特別区人事・厚生事務組合の共同処理する事務に、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める救護施設の設置および管理に関する事務を加え、特別区人事及び厚生事務組合規約を別紙のとおり変更する。

（説明）特別区人事及び厚生事務組合規約を変更する必要がある。

別 紙

特別区人事及び厚生事務組合理約の一部を変更する規約

特別区人事及び厚生事務組合理約（昭和二十六年八月十日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第三条第八号中「生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）に定める」の次に「救護施設、」を加える。

附 則

この規約は、令和四年四月一日から施行する。